

官報

號外 昭和二十一年八月二十八日

○第九十回 衆議院議事速記録第三十六號

昭和二十一年八月二十七日(火曜日)

午後一時三十分開議

議事日程 第三十五號

昭和二十一年八月二十七日

午後一時開議

第一 復興金融庫法案(政府提出)

第二 食糧緊急措置令(承諾を求め件)

第三 地方競馬法案(小笠原八十美君外四名提出)

第一讀會

〔朗讀ヲ省略シタ報告〕

一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

京都、明石間省警電車の姫路迄延長速成に關する建議案

提出者

堀川 恭平君

森崎 了三君

木下 榮君

(以上八月二十四日提出)

鑛業陷落地復舊助成ニ關スル建議案

提出者

石井光次郎君

古賀 太郎君

松岡 運君

岡部 得三君

田中 松月君

田原 春次君

森本 義夫君

山田 善三君

古賀喜太郎君

長尾 達生君

森山 ヨネ君

杉本 勝次君

伊藤卯四郎君

松本 七郎君

上田清次郎君

中島 茂喜君

圖書館の普及擴充に關する建議案

提出者

中田榮太郎君

原 夫次郎君

船田 亨二君

(以上八月二十六日提出)

一、去二十四日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ次ノ通り變更シタ

一九七 議長山崎 猛君

二四八 議員 詮三君

一、昨二十六日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

東京都制の一部を改正する法律案

(政府提出)外三件委員

辭任堤 隆君 補岡竹谷源太郎君

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キ

マス、吉田内閣總理大臣ヨリ詔書ヲ傳達セラレマシタ、玆ニ衆議院致シマス

諸君ノ御起立ヲ望ミマス

(議員起立)

朕は、九月二十七日まで三十日間、帝國議會の會期の延長を命ずる。

(議員敬禮)

○山口喜久一君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日

程第二ヲ繰上ゲ上程シ、其ノ審議ヲ進

メラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマ

シタ。日程第二、食糧緊急措置令

(承諾を求め件)ヲ議題ト致シマス、

委員長ノ報告ヲ求メマス。委員長成

島勇君

第二 食糧緊急措置令(承諾を求め

る件)(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 食糧緊急措置令(承諾を求め

る件)

右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フベキモノ

ト議決シタ因ツテコニ報告スル

昭和二十一年八月二十一日

委員長 成島 勇

衆議院議長簡易詮三殿

(成島勇君登壇)

○成島勇君 只今議題トナリマシタ食

糧緊急措置令ニ關スル特別委員會ノ審

議ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス

此ノ緊急措置令ノ内容及ビ是ガ制定

ヲ見ルニ至リマシタ當時ノ食糧事情ニ

付テハ、既ニ本會議場ニ於ケル政府ノ

提案理由ノ説明ニ依ツテ明カデアリマ

スカラ之ヲ省略致シマスルガ、敗戦ノ

ドン底ニアツテ未曾有ノ不作ニ見舞ハ

レ、極度ニ窮乏セル本食糧年度ノ苦境

ヲ切抜ケル爲ニハ、緊急已ムヲ得ザル

手段トシテ政府ノ執ツタ措置ハ之ヲ承

認スベキデアアルモノト存ズルノデアリ

マス、併シナガラ所謂強權發動ノ問題

ハ、農政並ニ農業經營ニ極メテ重要ナ

ニ於テモ凡ル觀點カラ質疑ガ行ハレ

タノデアリマス、即チ委員會ハ七月三

日ヨリ本月二十一日ニ至ルマデ、此ノ

間十一回ニ互ツテ開會シ、各委員ト政

府トノ間ニ極メテ熱心ナル質疑應答ガ

行ハレ、慎重ナル審議ガナサレタノデ

アリマス、其ノ質疑ハ極メテ多岐ニ互

リ、食糧ニ付テハ主要食糧ハ勿論、生

鮮食料品、調味料ニマデ及ビ、生

産ニ關シテハ農業經營ヲ中樞ト

シテ、水産振興、畜産振興、蠶絲業ノ

振興、治山治水ニマデ及ビ居リ、又

資材ニ付テモ肥料問題ヲ中心トシテ、

農機具ヤ生活必需品ヲ確保ニ至ルマ

デ、眞劍ナル論議ガ行ハレタノデアリマ

スルガ、詳細ハ速記録ニ譲ルコト、致

シ、此處デハ強權發動ノ中心トスル最

モ重要ナル質疑並ニ之ニ對スル政府ノ

答辯ヲ御報告申上ゲルコトト致シマス

先ツ第一ニ供出割當ノ適正ト公平ノ

問題デアリマス、此ノ勅令制定ノ趣旨

ガ少數ノ惡質農家ヲ對象トシテ居ルコ

トハ、政府ノ提案理由ノ説明ニモ明カ

ニセラレテ居ル所デアリマスルガ、供

出割當目體ガ若シ適正ヲ缺キ不公平デ

アルナラバ、ソレハ強權發動ノ妥當性

ヲ根底カラ覆スバカリデハナク、影響

ナル所極メテ甚大デアリマシテ、善良

ナル農家ヲシテ苛酷政府ノ數キヲ發セ

シムル結果トナリ、又食糧増産確保ノ

上ニモ由々シキ重大問題トナル譯デア

リマス、此ノ點ニ關シ多クノ委員ヨリ政

府ノ意向ヲ質シマシタ所、政府ハ供出割

當ノ方法ニ付テハ、從來トモ其ノ適正ヲ

期スル爲メ種々努力シテ來タガ、其ノ

萬全ヲ期スル上ニ於テ缺クル所ガアツ

タコトハ之ヲ十分認メ、隨テ本年ノ

麥、馬鈴薯ノ供出ニ當ツテハ、相當改善

ヲ加ヘタガ、更ニ徹底的ニ公平ナラシ

ムルト共ニ、民主的ナラシムル爲メ、即

チ從來ノ天降リ的且ツ秘密主義ヲ一擲

シ、納得且ツ公開主義ニ依ツテ行フ、而

シテ是ガ爲ニ市町村食糧調整委員會及

ビ都道府縣食糧委員會ヲ全面的ニ活用

シ、是等ノ委員會ハ之ヲ民主的ニ構成

スルコトトシ、前者ハ耕作農民ヲ中心

トシ、後者ハ生産者、消費者其ノ他政

黨、農民組合等ノ代表者ヲモ加ヘ、尙

ホ是等ノ構成ニ付テハ法令上明カニス

ルトノ意向ヲ表明致シタノデアリマス

次ニ農家ノ生産意欲振興ノ問題ニ關

聯シテ、眞劍ナル論議ガ交ハサレタノ

デアリマスガ、其ノ最も大キナ問題ハ

農産物價、就中米價ノ問題デアリマ

ス、即チ米價等主要食糧品ノ價格ハ、

生産費ヲ十分償フバカリデナク、他ノ

諸物價トノ均衡ヲ保チ得ルヤウニ改訂

ノ必要アルコトハ、全國農民ノ一致セ

ル要望デアリマス、隨テ各委員ヨリ此

ノ點ハ特ニ強調セラレタ所デアリマス

ルガ、政府ノ答辯ハ、主要食糧ノ價格

ハ國民經濟ヲ左右スル極メテ重要ノ問

題デアリ、他物價トノ均衡ヲ考慮シ、

價格改訂ヲ行フ必要アルコトハ當然

デ、此ノ線ニ沿ツテ目下經濟安定本部

ニ於テ慎重ニ檢討ヲ加ヘテ居ルガ、極

力急イデ居ルノデ、近々ノ機會ニ於テ

決定シ、發表シ運ビニ致シタイ、斯ウ

云フ答辯ガアリマシタ、尙ホ現在ノ食

糧事情ニ鑑ミ、特ニ本年瑞穂期ニ於ケ

ル出荷ヲ確保スル爲メ、米ニ付テハ早場米獎勵金、甘藷ニ付テハ早掘獎勵金ヲ相當思ヒ切ツテ出シタイトノ意向ヲ明カニ致シマシタ、更ニ生産意欲昂揚ノ問題ニ付テ、農家ノ保有米ヲ確保スルコトノ必要デアリマスコトハ申スマデモナイ所デアリマスルガ、此ノ點ニ付テモ政府ヨリ、新シイ供出制度ニ於テ十分考慮シタイト云フ旨ノ答辯ガアリマシタ、同時ニ一般消費者ニ對シマシテモ、新米穀年度ヨリ現在ノ配給基準量ヲ是非トモ増加致シタイト考ヘテ居ル、即チ仕事ヲ止メテ閑買ニ焦ルヤウナコトヲサセタクナイ、閑買ヲシタクモ濟ムヤウナコトニ配給シタイト、斯ウ云フ御答辯ガアリマシタ、其ノ具體的數量ニ付テハ未ダ發表スル運ビニ至ツテ居ナイガ、關係方面トモ目下緊密ナ聯繫ヲ執リツ、アリマスノデ、一日モ速カニ出シ出來得ルダケ多ク増配スル旨ヲ表明致シタノデアリマス、是ハ未嘗有ノ食糧危機ニ苦シミ、「マッカーサー」元帥ノ御理解アル御援助ニ依ツテ辛ウシテ飢餓ヲ免レテ居リマスル我が國民ニ取リマシテハ、何ヨリモ朗カナ「ニコース」デアリマス(拍手)食糧ノ増配ガ日本再建ノ不可缺ナ條件デアルコトヲ思ヒマス時ニ、政府ニ更ニ一段ノ努力ヲ致シ、速カニ増配ヲ斷行シ、民心ノ安定ヲ圖リ、生産再開ノ基盤ヲ確立スルヤウ最善ノ努力ヲ拂ハレンコトヲ、特ニ希望シテ已マナイモノデアリマス

次ニ強權發動形式ニ付テデアリマス、即チ強權措置其ノモノニ付テモ色論議ガアツタノデアリマスルガ、現在ノ如キ食糧事情ノ下ニ於テ供出制度ヲ存續セシメテ行ク以上ハ、好マシイコトデアリマセヌガ、強權措置ヲ承認セザルヲ得ナイトノ意見ガ委員ノ多數ノ意見デアリマシタ、其ノ發動形式ニ付テハ、從來ノ如キ官僚的ナ手段ニ依ラズ、供出制度ノ中核的役割ヲ擔フコトヲナツタ市町村食糧調整委員會、又ハ都道府縣食糧委員會ノ申請ニ依ツテノミ發動スルコトガ最モ妥當デアリマス、政府モ此ノ趣旨ヲ明カニ致シ、食糧緊急措置令施行規則ヲ改正シ、其ノ第一條ノ二トシテ此ノ旨ヲ明記スルコトヲ致シタノデアリマス、次イデ強權發動ノ一方的ニ農家ヲ責ムルニ急ニシテ、肥料、農機具等ニ於テ同様ノ措置ヲ講ジナイコトハ甚ダシク片手落デハナイカトノ質疑ニ對シ、政府ハ化學肥料ニ付テハ、其ノ配給部面ハ、生産工場ニ於テ生産シタモノハ日本肥料ヲシテ一手ニ買取ラセ、農業會ヲ通ジテ配給セシメテ居ルカラ、買取專賣ニモ近い強度ノ管理形態ヲ執ツテ居ルガ、生産部面ニ付テハ尙ホ十分ナ點ガアルノデ、是ガ措置ニ付テハ日下準備中デアリ、又農機具ニ付テハ、既ニ農機具工場ニ對スル出荷命令ヲ出シ得ル措置ヲ講ジタトノ答辯ガアリマシタ

而シテ委員會ニ於ケル質疑應答ハ去ル十九日ヲ以テ終了致シ、二十一日討論ニ入り、自由黨ヲ代表シテ坂本君、進歩黨ヲ代表シテ馬越君、社會黨ヲ代表シテ細野君、協同民主黨ヲ代表シテ的場君、新政會ヲ代表シテ井出君、無所属俱樂部ヲ代表シテ山脇君ヨリ、ソレレ、希望條件ヲ附シタ賛成ノ意見ガアリマシタ、共產黨ノ高倉君並ニ北君ヨリ反對意見ガ開陳サレ、採決ノ結果、委員會ハ多數ヲ以テ本食糧緊急措置令ハ承認スベキモノト決定致シタノデアリマス、此ノ段御報告申上ゲマ

ト率直ニ答ヘテ居ラレルニ拘ラズ、農林大臣ハ此ノ生産費ノ大ナル誤リヲ度外視シ、國民ノ五百萬圓生活ノ爲ニハ現在ノ三百萬圓價格ガ當然デアル、即チ五百萬圓生活ノ爲ニ生産者タル農民ヲ犧牲ニシテ顧ミナイコトヲ明言シテ居ルノデアリマス、此ノ事實ニ徴シマシテモ、農民ニ對スル差別待遇デナイト言ヒ得マセウカ、農民ヲ低級者扱ヒニシマシテ、鬼面人ヲ驚カスコトヲ目的トシタ惡法デアリマス、口ヲ開ケバ横流シタル惡德農家ト言フ、其ノ主導因ハ何レニアリマスカ、第一ニ政府ハ、食糧ガ生活ヲ超エタ生存ノ重大問題デアリマスルノニ、國民ニ安心感ヲ與ヘテ居ラナイ所ニ根源ガアルノデアリマス、是ガ買出部隊トナリ、商人トナル、通常農民ガ價值ヲ賣リ歩ク者ハナイノデアリマス、是等ノ買出人ガ價格ヲ難シゲテ横流シラセサルコトガ主因デアリマス、農民ハ受動的デアリマス、其ノ主動力ノ者ガ開セラレズ、受動的ノ者ノミガ開セラレル法令ハ、是レ以外ニナイト思フノデアリマス

(拍手)農民ヲ奴隸視シタ極端ナル差別待遇ハ斷ジテ許サレマセヌ、又三萬萬農民ハ斷ジテ承服セナイノデアリマセウ、是デモ尙ホ食糧ノ配給ガ圓滑ニヤレルト思フデ居ラレルノデアラウカドウカ、而モ本法令ハ施行令ヲ作ツテ、法ヲ執行者デアル行政機關自ラガ之ヲ執行シ得ザルモノトシテマデモ、尙且之ヲ存續セシメントスル官僚精神、此ノ惡トキ思想コソ、農政ヲ根本的ニ誤リ、農村ヲ衰亡セシメ、食糧生産ヲ減ジ、國民生活ヲ不安ニ陥レ、産業再建ヲ困難ナラシメテ居ルト信ズルノデアリマス、今回新憲法ヲ議決セラレルニ當リマシテ、基本人權ヲ尊重スルト

言ハレ、「專制と暴政、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しよう」トアル字句ハ、決シテ農民ハ別物ダト言ハレテ居ナイノデアリマス、「マッカーサー」司令官ハ昨年十二月九日農民解放ヲ指令セラレ、一、民主主義化促進上經濟的障礙ヲ排除シ、人權ノ尊重ヲ完カラシメ、且ツ數世紀ニ亙ル封建的壓制ノ下、日本農民ヲ奴隸化シタ來タ經濟的桎梏ヲ打破スルガ爲メ、日本帝國政府ハ其ノ耕作農民ニ對シ、其ノ勤勞ノ成果ヲ享受スル爲メ、現狀ヨリ以上ノ均等ノ機會ヲ保障スベキコトヲ指令サレテ居リマス、ソレニモ拘ラズ此ノ原理原則ニ甚ダシク背反スルモノデハナイデセウカ、又同時ニ二ノE項ニ於キマシテ、農民ノ利害ヲ無視セル農民乃至農村團體ニ對スル政府ノ權力の統制ノ項ニ於キマシテ、農民ノ利害ト懸ケ難レタル統制團體ニ依リ一方的ニ之ヲ當ラレタル供出制度ハ、往々ニシテ農民ヲ飯米農乃至非協力的農家ニ迫ラデ居ルト、洵ニ能ク見抜イテ指摘シテ居ラレルノデアリマス、日本ノ官僚及農村ノ實情ヲ知ラザル人々ガ、農民ノ眞意ヲ把握セズ、今尙ホ一片ノ法令ヲ發カシ、出荷セシメ得ルト考ヘテ居ル證據ハ此ノ法令デアリマス、司令部ノ指令ノ精神ニ全ク逆行スルモノデ、且又政府ノ權力統制ノ弊害ヲ懇切ニ指示シテ居ラレルニ拘ラズ、此ノ法令ヲ實施セントスルハ、三萬萬農民ヲ無視スル非民主的行動ト斷ジテ言ハナケレバナラヌノデアリマス、斯クテハ順調ナル出荷ハ望メズ、再ビ配給ノ圓滑ヲ缺クニ至ルデアリマセウ、今年ハ豐作型ノ天候デ、米ノミデモ五千七百萬石以上ノ實收ガ豫想セラレ、麥類其ノ他ノ穀物ヲ合スレバ八千萬石ノ生産ハアルデア

リマセウ、斯クテハ七千五百萬ノ人口トシマシテ、普通労働者ニ於テ新米穀年度ヨリ三合配給ハ穀物ノミデ出来ナケレバナリマセウ、斯クスレバ甘藷、馬鈴薯ハ大量ニ副食ニ廻ルノデアリマス、然ルニ此ノ法令ヲ存續シテ出荷ノ圓滑ヲ缺キマスナラバ、消費者ノ迷惑此ノ上モナイデアリマセウ、農林大臣ハ本委員會ニ於テモ豫算委員會ニ於テモ、食糧ノ自給自足ニ自信ガナク、唯自給度ヲ高メル程度位デ國民ヲ不安ニ陥レテ居ルノデアリマス、肥料ノナイ本年ニ於テスラ前述ノ生産ガアリマス、今少シ努力致シマスナラバ、完全ニ食糧ノ自給自足ハ出来ルノデアリマス、而モ外國ノ通商ガ再開セラレタ時「ダンピング」ヲ恐レ、食糧自給自足ニ本腰ヲ入レテ居リマセウ、斯クテ農民ハ強壓ノ法令ヲ課スル、是デハ食糧増産ハ望ミ得ズ、國民生活ヲ益、不安ニ陥レル結果ヲ憂ヘガ故デアリマス、一九二〇年、二年「ソ」聯ガ穀物專賣制ヲ實行シ、穀商人ノ横行トナリ、遂ニハ赤衛軍デモ繰出シ、政府ノ買上ニ應ゼザル農民ハ革命裁判ニ付シ、十年以上ノ懲役ヲ科シ、其ノ村落團體ヨリ永久ニ追放スルノ嚴罰主義ヲ採用致シマシタガ、全然失敗ニ終リ、「レーニン」及ビ「カウツキー」政策ノ大變革ヲ行ツタ事實ニ徴シマシテモ、嚴罰主義デハ成功スルモノデハアリマセウ、政府ガ若シ眞ニ農民ノ實情ヲ把握シテ、食糧問題ノ眞劍ナル解決ニ當ラレルナラバ、コソナ法令ハナクテモ宜シノデアリマス、然ルニ昨年十二月マデニ配給スベキ硫安ヲ、三萬トシ「モ」一月ニナツテカラ配給シ、二月ニナツテ一躍二十六

倍ニ値上リシテ、而モ此ノ三萬トシノ肥料ヲサヘ廻ツテ農民ニ金ヲ拂ハシタ、資本家ノ利益ヲ圖ル爲ニハ汲々トシテ農民ニ斯クノ如キ莫大ナ損害ヲ掛ケテ居ルノデアリマス、自給肥料ノ獎勵費五千萬圓ニ致シマシテモ、之ヲ支拂ハズ、報奨物資ニ於キマシテモ同様、斯クノ如キ欺瞞政策デハ農民ハ非協力的ニナラザルヲ得ナイノデアリマス、オレヒニ信ジ合ヒ、眞實デ融ケ合ツテ行ケバ、コソナ法令ハ要リマセヌ、圓滑ナ出荷ガ出来ルノデアリマス、次イデ價格ノ問題デアリマスガ、暴ニモ述ベマシタヤウニ、農民ノミニ犠牲ヲ強ヒ、強權ヲ發動シテモ何ノ役ニモ立タス、既ニ大藏大臣ガ間違ヒデアルト言ツテ居ルノニ、間違ヒノ儘農民カラ取ツテ居ルデアリマセウカ、新憲法改正案ノ二十七條ニハ、「財産權ハ、これを侵してはならない。」と「私有財産ハ、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。」と議決セラレマシタガ、農民ノ勤勞ノ成果デアアル農産物ハ、是デ果シテ正當ナ補償デアリマセウカ、一般物價ハドウデアリマセウカ、ドレダケノ差ガアリマセウカ、他ノ労働賃金ト比例シテ居ルデアリマセウカ

【議長退席、副議長著席】

現ニ政府ガ提出シテ居ル豫算ニ於キマシテモ、女給仕デ一日十圓以上ノ勞賃ニナルデアリマセウ、現在ノ米價ノ基準ハ、農民ノ勞銀一日十圓ト見テ居ルノデアリマス、而モ收穫高ガ一石四斗ノモノヲ二石六斗ノ計算ニシテ居ルノデアリマス、農民一日ノ勤勞ハ時間的ニモ、力的ニ於テモ、併セテ女給仕ノ十倍以上ハタツブリアルト思フノデアリマス、單ニ勞賃ノミカラ見マシテモ、米價ノ十倍ニシテモ比例ハ取レル、農民ハソレマデモ要求セナイデアリマセウ、労働者ガ其ノ待遇改善——意業モ罷業モ是認サレテ居ルノニ、農民ダケハ、勤勞ノ成果デアアル農産物價格ニ對シテ、即チ勞賃ニ對シマシテ官僚ガ勝手ニ定メテ、私有財産ノ制ヲ認メラレナイ、出荷ニ對スル罷業モ意業モ嚴罰ニ處セラレントシテ居ル、コソナ惡法ハナイデアリマセウ、搾取ト窮乏トヲ云々ト憲法ニ入レト言ハレタ方々モアツタ位デアリマス、世間ニ斯クノ如キ極端ナ搾取ガ何處ニアルデアリマセウカ、又大藏大臣ハ豫算委員會ニ於テ、物價水準ハ關値ト公定價格トノ中間ヲ理想ニシテ居ルト言ツテ居ラレルノデアアル、然ラバ米價ノ水準點ハ驚ク程高イモノデアリデセウカ、兎ニ角一般物價ト均衡ガ取レルヤウニスレバ斯クノ如キ惡法ハナクテモ済ムノデアリマス、現在ノヤウナ安値デ農民ノ勞賃ヲ無視シ、此ノ惡法デ搾カサントスルガ如キハ大キナ誤リデアアル、是デハ決シテ圓滑ナ出荷ハ望ミ得ナイノデアリマス、最近聞ク所ニ依レバ大幅引上ト言ハレル、六百圓トカ聞キマス、一俵デナクテ一石ダトコトデアリマス、是デハ如何ニオ百姓様ト口先ダケ煽テテ居ツテモ、現物ハ政府ノ手ニ入リマセウ、又々列車ハアノヤウニ壊レルデアリマセウ、買出部隊、闇商人ノ活躍トナルデハナカラウカ、斯クテハ富メル者ハ食フコトガ出来マスガ、然ラザル者ハ餓死トナラナイデセウカ、日本産業ノ再建ガ遅レルバカリデス、米ハ安値デ生産物ハ強制サレル、百二十億ノ消費者ヘノ補償ハ農民ガ又々負擔サセラレルノデアリマス、踏ンダリ蹴

ツタリトハ此ノコトデアリマス
最後ニ農民ノ必需物資ガ一ニモ米、二ニモ米、食糧トノ交換デナケレバ手ニ入ラヌ、金デハ買ヘヌ、此ノ組織ヲ何故改メラレナイカ、農民ガ横流シハ必要トシナイヤウニ何故出来ナイノデアルカ、糸一把デモ、釘百匁デモ、毎日絕對必要ナ石油デモ、農具デモ、營利業者ナドニ取扱ハシテ居ルカラデアリマス、是ガ爲ニ食糧ハ政府ノ手ニ入ラヌ、此ノ原因ヲ除クコトヲセズ、強權ノ發動ヲ以テ強壓サレテモ、淳良ナ農家デサヘハ已ムニマレズ横流シヲシナケレバナラヌヤウナ結果ニナルノデアリマス、要ハ少數營利業者ヲ助ケンガ爲ニ、生産者ノ總テヲ苦シメ、消費大衆ヲ苦シメ按イテ居ルノデアリマス、農民自身ノ組織スル團體ニ何故一元配給ヲヤラナイノカ、横流レノ大半ヲ救フコトガ出来ルノデアリマス
要スルニ政府ハ農民ノ實際生活上ニ於ケル眞ノ切實ナ要求ト期待トヲ取ラズ、之ヲ悉ク退ケテ、而モ農民ノ最モ厭ナ所ノ政策ヲ行ヒ、利ヘ惡法ヲ出シツツ食糧ノ増産ヲ望ムコトハ、拙ノ拙ナルモノト致シマシテ斷乎反對スルモノデアリマス

○議長(山崎嘉孝) 坂本實君

【坂本實君登壇】

坂本實君 昨日本日由黨ヲ代表致シマシテ若干ノ意見ヲ申述ベテ賛成討論ニ代ヘタイト存ジマス
緊迫セル食糧問題ノ解決ガ、現ト凡ユル經濟政策ノ基盤ヲナシ、且ツ之ニ先行スベキ緊急問題デアアルコトハ今更論ヲ俟タザル所デアリマシテ、萬般ノ施策ハ此ノ一點ニ集中サレ、而モ其ノ遂行ニ當ツテハ、戰時中ニ見タルガ如キ獨善のナ官治統制ヲ廢シ、飽クマデ自

主的且ツ民主的ナ方法ニ依ツテ行ハナケレバナラナイノデアリマス、況ンヤ濫リニ強權發動スルガ如キハ、却テ生産意欲ヲ阻礙スル處アリ、其ノ實際的效果ヲ舉ゲルコトハ至難デアルト存ズルノデアリマス、其ノ運用宜シキヲ得ザル時ハ、寧ロ有害無益デアルト申上ゲテモ過言デナイト信ズルノデアリマス、只今議題トナツテ居リマス食糧緊急措置令ノ内容ハ、強制收用處分ニ關スル事項、生鮮食料品ノ統制ニ關スル事項、所謂幽靈人口ノ處罰ニ關スル事項並ニ煽動防止ニ關スル事項ヲ主要ナル内容トスルモノデアリマスガ、先般來本委員會ニ於テ各委員諸氏ヨリ御指摘ニ相成リマシタ諸點ニハ、相當強硬ナル御異論ガアツタノデアリマス

【副議長退席、議長著席】

政府ノ施策ソレ自體ガ兎角徹底ノ缺點ノ憾ミガアリ、周到ナル用意ト細心ノ注意ガ拂ハレテ居ラナケレバナラナイ管デアアルノニ、政府自ラ進ンデ打ツベキ手ヲ打タズ、國民ヲシテ己ノ非ヲ悟ラシメ、納得セシメ得ル改正ノ整備不十分デアアル點ハ、正シク片手落ナ政治デアリ、大凡非民主的ナル惡法デアルト非難サレル所以デアリマシテ、政府ノ猛省ヲ要スル所切ナルモノガアリマス、元來政府ガ食糧供出不振ノ根本的原因ヲ除キ、適當ナル施策ヲ樹立スルコトナク、徒ラニ一切ノ責任ヲ農村ニ轉嫁セントスルガ如キ態度ハ、官僚的色彩ガ最も濃厚ナルコトヲ如實ニ示シタモノトシテ忌憚サレテ居ルノデアリマス、生産統計ヲ的確ニ得ナイ爲ニ、不公平ナ割當ガ其ノ進行ハレテ居ルコトヤ、農村ニ於ケル食糧引出シノ經濟的裏付ケトナル肥料、農機具、生活必需

物資等ノ供給ガ依然トシテ不圓滑ナルコト、供出主要食糧ノ價格ガ、一般物價ト均衡ニ於テ全ク取レテ居ナイコト等アリマス、實ニ供出制度ヤ統制制度ガ始メ以來、唯一度デモ肥料ガ適當ナ時期ニ必要量ダケ配給サレタ例シガアリマセヌ、是ハ假令十分デナイトシテモ、少クトモ辛抱出來ル程度ハ之ヲ間ニ合ハスヤウニシ、而モ適正ナル價格ヲ配給サレナケレバナラズ、又供出制度モ適切ナ時期ニ行ハナケレバナラナイノデアリマス、其ノ買取價格モ無理ノナイモノデナケレバナリマセヌ、然レニ是等ハ一向ニサウサレテ居ナイノデゴザイマス、是等ハ政府ガ國民ノ信頼ヲ繋ギ得ナイ大キナ原因デアリ、政府ハ速カニ……

○議長(山崎猛君) 坂本君、御發言中デアリマスガ、一寸其ノ儘御待チトサ
○議長(山崎猛君) 此ノ際一言致シマス、今般來朝セラレマシタ米國下院議員國ノ一行ガ、只今傍聴席ニ見エラレマシタ、茲ニ一行ノ方々ヲ御紹介致シマス
ペンシルバニア州選出民主黨議員
シユリダン君
[拍手]
フロリダ州選出民主黨議員 サイクス君
[拍手]
ミゾリー州選出共和黨議員 ショー
ト君
[拍手]
アイオワ州選出共和黨議員 マーチン君
[拍手]
カリフォルニア州選出共和黨議員
ジョンソン君

○議長(山崎猛君) 坂本君、發言ヲ御續ケ下サイ
○坂本實君(續) 以上申上ゲマシタ通り是等ハ政府ガ國民ノ信頼ヲ繋ギ得ナイ大キイ原因デアリ、政府ハ速カニ是等ノ不合理ヲ是正シ、誠意ト熱情ヲ傾ケテ萬般ノ措置ヲ講ゼラレンコトヲ切望シテ已マイモノデアリマス、然ルニ諸ツテ我ガ國ノ食糧事情ニ思ヒテ致シマスル時、我々ガ今直面致シテ居リマスル食糧危機ニ對シテ重大ノ事情ニ考ヘマス場合ニ、官民ガ協力シテ最善ヲ盡シタル路ヲ見エマセヌ、現ニ聯合軍團ノ絶大ナル援助ヲ蒙ルコトニ依ツテ辛ウジテ其ノ難關ヲ打開ガ出來、日本人ノ多クハ今聯合軍ノ好意ノ食糧ニ依ツテ其ノ生活ヲ全ウシテ居ルノデアリマス、全國民ハ少クトモ此ノコトニ關シテ感謝ノ念ヲ持タナイ者ハ一人モアリマスマイ(拍手) 此ノ際我々ハ靜カニ反省スル必要ガアリ、官民相倚リ相扶ケテ、眞劍ニ自力ノ限リヲ盡スコトニ依ツテ、初メテ感謝感恩ノ赤誠ガ披瀝サレ得ルノデアリマス、此ノ意味ニ於テ、政府モ國民モ眞ニ協力一致最善ヲ盡シテコソ、初メテ誠意ガ通スルノデアリマス、敗レタリトハ言ヘ、我々ノ眞ニ深ク猛省シナケレバナラナイ所デアリスル存ジマス

タ場合デモ、供出制度ノ存続スル限リ、一町村內ニ於テ、又ハ一部落內ニ於テ、眞面目ナ農民ヲ消費者ノ目カラ見て、農民ノナリヲ果シテ居ナイ農家ノ存在ヲ豫測シ得ルノデアツテ、是等惡德農家ニ對シテハ、法ニ根據ヲ持ツ最後の制裁ノ必要ハ必ズシモ無用ト斷スルノハ不用デアリ、是非善惡ヲ糾明シ、供米ノ實效ヲ擧ゲルコトガ第一義ダト存ズルノデアリマス、斯カル見地ヨリシテ、我々ガ茲ニ於キマシテハ、慎重ニ檢討ノ結果、本案ニ對スル我ガ黨ノ態度ヲ決定スル……ツノ成案ヲ得タノデアリマス、此ノ場合、供出制度實施上眞ニ已ムヲ得セルモノト考ヘ、次ノ如キ附帶條件ヲ附シテ本案ニ承認ヲ與ヘント致シテ居ルノデアリマス、今御參考マデニ朗讀致シマス

世界列國ノ食糧事情特ニ我ガ國ノ緊迫セル食糧危機ニ鑑ミ食糧緊急措置令ヲ已ムヲ得サル處置ヲ認ムルモ左記必須條件ヲ履行スルニ非サレバ農民ヲシテ苛酷政ノ數ヲ發セシメ生産意欲ヲ阻害スル恐レアルニヨリ、政府當局ノ猛省ヲ促シ、之ガ即時實行ヲ要求スルト共ニ供出方法ノ徹底ノ民主化ヲ講ズル事ヲ條件トシ、本案ヲ承認スルモノ也

記
一、市町村食糧調整委員會又ハ都道府縣食糧委員會ガ申請シタル場合ノ外強權ヲ發動セザル事
二、自家保有公定量ハ生産者ニ確保セシムル事
三、米麥等主要食糧品ノ價額ヲ諸物價ト均衡ヲ保シ得ル様八月中ニ改訂スル事
四、農村主要必需物資ハ政府ニ於テ責任ヲ以テ其ノ生産、配給ヲ確保

而シテ我ガ黨ハ此ノ方針ニ從ツテ銳意政府ヲ奮勵シ、政府モ亦同感ノ意ヲ表セラレ、是ガ實現ヲ約セラレ、我ガ黨提案ニナル附帶條件ノ第一點ハ、直チニ本令施行規則ノ一部ヲ改正シテ之ヲ法文化スル御意思ノアルコトヲ明確ニサレタノデアリマス、即チ政府ノ改正案ハ、食糧緊急措置令施行規則中ノ一部ニ次ノヤウニ挿入セントスルモノデアリマス、即チ「第一條ノ二、令第一條ノ規定ニ依ル主要食糧ノ收用ハ市區町村食糧調整委員會又ハ都道府縣食糧委員會ガ其ノ議決ニ依リ申請ヲ爲シタル場合ニ之ヲ行フモノトス」而モ同時ニ市町村食糧調整委員會ノ構成ニ付キマシテハ、飽クマデ耕作者ヲ中心トシテ民主的組織トスベキ旨既ニ地方官ニ通達済デアリ、何レ法令上ニモ明文化サル、御意思ノアルコトモ承ツテ居ルノデアリマス、何レモ洵ニ我ガ意ヲ強ウスルモノト存ズルノデアリマス、更ニ又第二點、第三點、第四點ノ三項目ニ付キマシテハ、既ニ和田農相ヨリ具體的ナ議決ノ確乎タル信念ヲ披瀝セラレ、是ガ實施ヲ誓約致サレマシタノデ、政府ノ御所存ハ一應了スルコトガ出來タノデアリマス

唯此ノ場合特ニ農民ノ最モ關心ヲ持ツテ居ル重大ナル問題ニ付テ一言附加ヘテ置キタイト思フノデアリマス、ソレハ米價ノ決定方針ニ付テデアリマス、米價ノ改訂ニ付キマシテハ、目下經濟安定本部ニ於テ研究中デアリ、八月中ニハ決定サレルヤウ銳意促進サレテ居ルノコトデゴザイマスガ、之ニ對シマシテハ、政府側ノ御見解ト我々ノ見解ト、相當大幅ノ食糧ヒガアルト云フコトヲ念ノ爲ニ申上ゲテ置キタイ

ノデアリマス、政府ハ飽クマデ農家ノ實生活ニ觸レ、農業經營ノ苦心ヲ十分ニ酌取ラレ、出來得ル限り他ノ諸物價ト均衡ヲ保チ得ルヤウ、深キ理解ト溫カキ同情ヲ持ツテ、尙ホ此ノ上トモ公正ヲ期セラレンコトヲ切望シテ已マセヌ、例ヘバ算定ノ基礎トナル農民勞銀ノ過小評價、肥料、農機具其ノ他生活必需物資ノ入手ハ、必ズシモ正式ノ「ルート」ノミニ依存スベカラザル實情ニアリマスノデ、是等ノ實情ニ應ジ、其ノ製作、配給ノ問題ヲモ併セ考慮セラレンコトヲ望ミマス、更ニ又政府ノ聲明ハ往々ニシテ空念佛デアリ、一向ニ其ノ實伴ハズ、國民ノ苦心ハ其ノ頂點ニ達シテ居リマス、計畫サレタル配給物資ハ、必ズ時ト所ノ按配ヲ得テ確實ニ實行セラレタク、報奨物資ノ如キモ必ズ不渡リニナラナイヤウ、信賞必罰ノ實ヲ擧ゲ、嚴格ニ實踐履行セラレンコトヲ望ムモノデアリマス

以上要スルニ政府ハ其ノ政策ヲ遂行ニ忠實デアリ、改正案ハ即時實行セラレンコトヲ前提ト致シマシテ、本法案運籌其ノモノノ適合ガ此ノ法案ノ效果ヲ擧グルニ重大ナル關係ガアルノデアリマシテ、本案成立後ニ於ケル政府ハ、特ニ此ノ點ニ深甚ナル注意ヲ拂ハレテ、萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ重ネテ此ノ機會ニ要型致シマシテ、委員長報告通リ原案ニ承認ヲ與フベキモノト議決スルコトニ贊成ノ意ヲ表スルモノデアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 高倉輝君
[高倉輝君登壇]
○高倉輝君 日本共產黨ヲ代表致シマシテ、食糧緊急措置令ニ對シテ反對意見ヲ申述ベマス
凡ソ此ノ法令程無慈悲ナ、血毛涙モ

タ場合デモ、供出制度ノ存続スル限リ、一町村內ニ於テ、又ハ一部落內ニ於テ、眞面目ナ農民ヲ消費者ノ目カラ見て、農民ノナリヲ果シテ居ナイ農家ノ存在ヲ豫測シ得ルノデアツテ、是等惡德農家ニ對シテハ、法ニ根據ヲ持ツ最後の制裁ノ必要ハ必ズシモ無用ト斷スルノハ不用デアリ、是非善惡ヲ糾明シ、供米ノ實效ヲ擧ゲルコトガ第一義ダト存ズルノデアリマス、斯カル見地ヨリシテ、我々ガ茲ニ於キマシテハ、慎重ニ檢討ノ結果、本案ニ對スル我ガ黨ノ態度ヲ決定スル……ツノ成案ヲ得タノデアリマス、此ノ場合、供出制度實施上眞ニ已ムヲ得セルモノト考ヘ、次ノ如キ附帶條件ヲ附シテ本案ニ承認ヲ與ヘント致シテ居ルノデアリマス、今御參考マデニ朗讀致シマス

世界列國ノ食糧事情特ニ我ガ國ノ緊迫セル食糧危機ニ鑑ミ食糧緊急措置令ヲ已ムヲ得サル處置ヲ認ムルモ左記必須條件ヲ履行スルニ非サレバ農民ヲシテ苛酷政ノ數ヲ發セシメ生産意欲ヲ阻害スル恐レアルニヨリ、政府當局ノ猛省ヲ促シ、之ガ即時實行ヲ要求スルト共ニ供出方法ノ徹底ノ民主化ヲ講ズル事ヲ條件トシ、本案ヲ承認スルモノ也

記
一、市町村食糧調整委員會又ハ都道府縣食糧委員會ガ申請シタル場合ノ外強權ヲ發動セザル事
二、自家保有公定量ハ生産者ニ確保セシムル事
三、米麥等主要食糧品ノ價額ヲ諸物價ト均衡ヲ保シ得ル様八月中ニ改訂スル事
四、農村主要必需物資ハ政府ニ於テ責任ヲ以テ其ノ生産、配給ヲ確保

而シテ我ガ黨ハ此ノ方針ニ從ツテ銳意政府ヲ奮勵シ、政府モ亦同感ノ意ヲ表セラレ、是ガ實現ヲ約セラレ、我ガ黨提案ニナル附帶條件ノ第一點ハ、直チニ本令施行規則ノ一部ヲ改正シテ之ヲ法文化スル御意思ノアルコトヲ明確ニサレタノデアリマス、即チ政府ノ改正案ハ、食糧緊急措置令施行規則中ノ一部ニ次ノヤウニ挿入セントスルモノデアリマス、即チ「第一條ノ二、令第一條ノ規定ニ依ル主要食糧ノ收用ハ市區町村食糧調整委員會又ハ都道府縣食糧委員會ガ其ノ議決ニ依リ申請ヲ爲シタル場合ニ之ヲ行フモノトス」而モ同時ニ市町村食糧調整委員會ノ構成ニ付キマシテハ、飽クマデ耕作者ヲ中心トシテ民主的組織トスベキ旨既ニ地方官ニ通達済デアリ、何レ法令上ニモ明文化サル、御意思ノアルコトモ承ツテ居ルノデアリマス、何レモ洵ニ我ガ意ヲ強ウスルモノト存ズルノデアリマス、更ニ又第二點、第三點、第四點ノ三項目ニ付キマシテハ、既ニ和田農相ヨリ具體的ナ議決ノ確乎タル信念ヲ披瀝セラレ、是ガ實施ヲ誓約致サレマシタノデ、政府ノ御所存ハ一應了スルコトガ出來タノデアリマス

唯此ノ場合特ニ農民ノ最モ關心ヲ持ツテ居ル重大ナル問題ニ付テ一言附加ヘテ置キタイト思フノデアリマス、ソレハ米價ノ決定方針ニ付テデアリマス、米價ノ改訂ニ付キマシテハ、目下經濟安定本部ニ於テ研究中デアリ、八月中ニハ決定サレルヤウ銳意促進サレテ居ルノコトデゴザイマスガ、之ニ對シマシテハ、政府側ノ御見解ト我々ノ見解ト、相當大幅ノ食糧ヒガアルト云フコトヲ念ノ爲ニ申上ゲテ置キタイ

ナイ法令ハ恐ラク會ツテ現ハレタコト
ガナイデアリマセウ、農民ガ自分デ作
ツタ自分ノ食糧ヲモ、不當ナ割當ノ上
ニ立ツテ、天皇ノ名ニ依ル強權ニ依ッ
テ、無理ヤリニ取上ゲラレタノガ此ノ
法案デアリマス、今度ノ議會デ此ノ法
令ヲ通過シタガ最モ大キナ問題ヲ起シ
テ採リニ採ラナハ、取りモ直サズ此
ノ二ツノ法律ガ労働者、農民ダケニ對
スル大キナ強權デアリ、惡法デアッ
タ何ヨリノ證據デアリマス（拍手）固ヨ
リ故意ニ供出ヲ怠ツテ横流シラシテ居
ル惡農モ確カニアリマス、併シソレ等
一部ノ惡農ノ名ニ於キマシテ、大多數
ノ正直ナ農民マデガ大キナ彈壓ヲ受ケ
ナケレバナラヌト云フ所ニ、此ノ法律
ノ惡法タル所以ガアルノデアリマス、
抑々供出ノ成績ガ良クナイ原因ハ様々
アリマスガ、凡ソ是マデノ農村ニ於キ
マシテハ、供出割當ニ對スル不平不滿
ト云フコトガ、供出ノ成績ノ上ラナイ
根本ノ理由デゴザイマス、是マデノ農
村ニ於キマシテハ、何處モ同様デアリ
マスガ、大體村ニ於ケル地主ト金持、
是等少數ノ所謂有力者ト言ハレル階級
ガアリマシテ、村役場モ、農業會モ、
村會モ、是等少數ノ特權ヲ持ツタ人達
ノ手ニ握ラレテ居リマシテ、意ノ儘ニ
操ラレテ居ツタノガ事實デアリマス、
隨ヒマシテ働カシメ農民ノ大多數ハ、村ノ
政治ニハ殆ド參與スルコトガ出来マセ
ヌ、隨テ供出ノ割當モ、是等特權ヲ持
ツタ一部ノ人達ニ依ツテ自由自在ニ決
メラレ、殊ニ是マデハ秘密ノ裡ニ決メ
ラレテ居リマシテ、地主ヤ富農ニハ極
メテ輕ク、貧農ニハ非常ニ重ク、極端
ニ不正ナ割當ガ行ハレテ居ツタノデ
アリマス、是ガ供出ノ成績ノ上ラナイ
根本ノ理由デアリマス、而モ政府ハ此

ノ不公正ノ大部分ヲ其ノ儘ニ殘シテ置
イテ、強權ヲ發動シ、又發動シヨウト
シテ居リマス、其ノ結果ハ正直ナ農民
ノ多クハ餓死ニ迫ラセ、政府ニ深イ恨
ミヲ抱カセ、生産ノ意欲ヲ極度ニ減退
サセツ、アリマス、其ノ一ツノ實例ヲ
申上ゲマス、五月三日ノ新聞ニ現ハ
レタコトデアリマスカラ御承知ノ方ガ
多イと思ヒマスガ、不當ナ割當ノ上ニ
立ツタ所ノ強權ニ威カサレテ、無理ヤ
リニ供出シタ爲ニ、四十二餘ル所ノ夫
婦ガ餓死致シマシテ、四人ノ子供ヲ殘
シ、其ノ子供ハ貧シイ親戚ノ下ニ引取
ラレタト云フ事實ガ現ニアルノデアリ
マス、是ハ極端ナ實例デアリマスケレ
ドモ、之ニ近い實例ハ各地ニアルノデ
アリマス、是ハ取モ直サズ不當ナ割當
ノ強權ヲ發動ト云フ惡法ニ依ツテ人ヲ
殺シタ譯デアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

又此ノ割當ニ對スル不平不滿ト強權ニ
對スル反感カラ、農業會ノ倉庫ヲ襲撃
シタ實例モ各地ニ起ツテ居リマス、今
度ハ食糧調整委員會ノ申告ヲ俟ツテ強
權ヲ發動スルコトニ改メテ居リマス
レドモ、今ノヤウニ農村ノ一部特權階
級ノ支配ヲ其ノ儘ニ殘シテ置キマシタ
ノデハ、調整委員會ハハリ少數ノ有
力者ニ操ラレマシテ、是マデト少シモ
變ル所ガナイノハ分リ切ツテ居リマ
ス、唯其ノ結果ハ此ノ法案ニ賛成スル
者ニ、賛成スル一ツノ口實ヲ與ヘルニ
過ギマセズデセウ、デアリマスカラ
ヤウナ條件ヲ附ケマセウトモ、強權
ヲ發動シ認メマス以上ハ、今マデノ官僚
的ナ農政ヲ認メ、又農村ニアリマス所
ノ非民主的ナ要素ヲ認メ結果ニナラ
ザルヲ得ナイノデアリマス、供出ノ問
題ハ、農村ヲ眞ニ民主化スルコトニ依

ツテノミ初メテ之ヲ完全ニ解決スルコ
トガ出来マス、即チ働カシメ農民ノ民主的
ナ組織、詰リ農民組合又ハ農民委員會
デアリマスガ、是等ノ民主的ナ組織ニ
依ツテ割當ヲ民主的ニ決定スレバ、強
權ヲ發動スル必要ハ少シモナイノデア
リマス、惡農ヤ情農モ、斯ウ云フ方法
ニ依リマス根本的ニ取拂フコトガ出
來マス

實例ヲ此處デ申上ゲマセウ、丁度
四、五日前ニ私ノ所ニ入リマシタ
「ニュース」デアリマスカラ、恐ラク農民
省ノ方デモ最早手ニ入ツテオイデノコ
トと思ヒマス、私共ガ指導シテ居リマ
ス一ツノ村ニ於ケル出來事デアリマス
ガ、今度麥ノ供出ニ付キマシテ、ドノ村
ヨリモ早ク九八%ノ供出ヲ致シマシ
タ、所ガ御承知ノ通り今度換算率ガ變
ツタト云フ知ラセガ農民省カラゴザイ
マシタノデ、是ハ一〇〇%ノ完納ヲ終ツ
タ以上ノ供出ニナツタ譯デアリマス、
ソコデ部落民ノ惡談會ヲ開キマシテ、
此ノ餘ツタ所ノ供出ノ食糧、如何ニ取扱
フカト云フコト相談ヲシ、又未供出ニナ
ツテ居リマス所ノ二%ノ食糧ヲ如何ニ
取扱フカト云フコトニ付テ懇談ヲ致シ
マシタ所ガ、割戻シスベキ等ノ食糧ハ
之ヲ割戻サナイデ、共同保管ヲシテ置
ク、後ニ廻ス、ソレカラ未供出ノ分ハ
未供出者ガ之ヲ供出シテ、是モ一緒ニ
共同保管ヲシテ後ニ廻スト云フコトニ
ナツタノデアリマス、此ノ村ニ於キマ
シテハ、働カシメ農民ノ食糧ノ配給ハ二合
七勺デアリマス、ソレデ非農家ニ對シ
テモ二合七勺ノ配給ヲシヨウト云フノ
デ、特別供出ヲ農民ガ致シマシテ、其
ノ實現ノ方向ニ向ケテ居リマス、此ノ
事實ヲ能ク考ヘテ戴キタイ、隨ヒマシ
テ此ノ際餘ツタ所ノ食糧ヲ後マデ殘シ

マスコトハ、非農家ノ食糧トシテ其ノ
基礎ヲナスモノデアリマス、此ノヤウ
ナ村ニ強權ヲ發動ノ必要ガ何處ニアル
ノデアリマスガ、斯クノ如キ民主的ナ
組織ノ下ニ、民主的ナ方法ニ依ツテ供出
ノ割當ヲシ、供出ノ方法ヲ執リマスナ
ラバ、是マデ未ダ付テ完納シナカツタ
コトハ昨年マデナイノデアリマス、詰
リ今日ノヤウニ供出ガ出來ナイ原因
ハ、斯クノ如キ農民ニ於ケル非民主的
ナ現象カラ來テ居ルノデアッテ、農村
ニ於ケル眞ニ働カシメ農民ヲ基礎トシタ民
主的ナ組織ノ上ニ、民主的ナ方法デヤ
ラナイカラデアリマス、ソコデ強權發
動ガ必要ニナツテ來ルノデアリマス、例
ヘバ強權ヲ發動シナケレバ供出ガ出來
ナイ、供出ノ爲ニハ強權發動ガ必要ダ
ト様々ナ條件ヲ付ケテ仰シヤイマス
レドモ、現在東京地方ノ中心トシマシ
テ、日本各地ノ大都市ニアリ長イ間ニ
互リマス所ノ運配配給ガ續イテ居リマ
ス、併シ運配配給ガアレ程長ク續イテ
居ルニモ拘ラズ、兎モ角皆生キテ居リマ
ス、是ハ申スマデモナク總テ政府ガ正
式ノ「ルート」ニ乗セ得ナイ所ノ食糧、
詰リ闇ニ依ル食糧デ生キテ居ルノデア
リマス、詰リ強權ヲ發動シタニモ拘ラ
ズ、數百萬ノ人間ガコンナニ長イ間生
キテ行カレラデケノ多額ノ食糧ヲ、政
府ハ正式ノ「ルート」ニ乗セ得ナカツタ
ノデアリマス、何ヨリ難辯ニ、供出ヲ
完遂スル爲ニ此ノ慘酷ナ法令ガ少シ
モ役ニ立タナカツタト云フコトヲ物語
ツテ居ルデハアリマセウカ、供出ヲ完
遂サセルニハ、働カシメ農民ノ民主的ナ組
織ヲ本トスル民主的ナ方法ニ依ル以外
ニ絕對ニ途ガナイノデアリマス、所ガ
政府ハ農村ニ於ケル反動的ナ一部特權
階級ノ支配ヲ其ノ儘ニシテ置イテ、此

ノ反動勢力ト官僚トノ握手ノ上ニ、是マ
デノ農政ヲ少しモ改メヨウトセズ、名
前ダケ農民民主化ト云フコトヲ言ヒマ
スガ、事實ハ民主的ナ方法ニ依ル供出方
法ニ依ツテ供出サセヨウトスルモノデ
アリマスカラ、不正ト腐敗トハ一層
農村ニ深ク殘リマシテ、隨テ供出ノ成
績ガ斯クノ如ク好クナイト云フ結果ヲ
生ンデ居ルノデアリマス、隨テ最後ニ
強權ヲ發動セザルヲ得ナイト云フ土壤
場マデ來タ譯デアリマス、畢竟スルニ
此ノ食糧緊急措置令ノ如キ惡法ヲ實行
セザルヲ得ナクナツタノハ、政府ガ眞
ニ農村ノ民主化ヲ實行スル意思ヲ持タ
ザル官僚政治ノ本質カラ來タモノデア
リマシテ、政府ガ食糧問題ヲ解決スル
力ヲ持ツテ居ナイ何ヨリノ證據ヲ示ス
モノデアリマス、眞ニ民主化サレタ所
ノ農村ニアハ、斯クノ如キ惡法ハ絕對ニ
必要デナイノデアリマス、現ニ私共ハ
ソレヲ各地ノ農村ノ内ニ於テ實行シ、
農村ニ新シイ秩序ヲ作り、新シイ治安
ヲ生ミ出シテ居ルノデアリマス、和田
農林大臣ハ此ノ保守的ナ政府ノ中デ、
進歩的ナ大臣ダト云フコトヲ言ツテ居
ル人ガアリマス、其ノ和田農林大臣ノ
責任ニ於キマシテ、斯クノ如キ反動的
ナ彈壓法令ガ施行サレルニ至リマシタ
コトハ、私共ニハ非常ナ不思議ナコト
デアリ、又實ニ遺憾ナコトデアリマ
ス、サウ云フ意味デ此ノ法令ニ根本的
ニ反對セザルヲ得ナイノデアリマス

○副議長（木村小左衛門君） 細野三千雄君

〔細野三千雄君登壇〕
○細野三千雄君 我ガ黨ノ本勅令ニ對ス
ル態度ヲ簡單ニ申上ゲ、委員長報告ニ
賛成ノ意思ヲ表明スルモノデアリマス
（拍手）

本勅令ノ内容ニ付キマシテハ、先刻坂本議員カラ御説明ガアリマシタカラ、ハ全部省略致シマス、初メ本勅令ニ對シマシテ私共ガ簡單ニ之ヲ承認シ得ナカッタノハ、本勅令ノ中ノ第一條ノミデアリマス、而モ本勅令ハ之ヲ承諾スルカシナイカ、二者其ノ一ヲ擇バナケレバナラズ、修正ト云フ餘地ガアリマセヌノデ、本勅令ノ審議ニ非常ナ長イ時日ヲ要シタ次第デアリマス、此ノ勅令ノ先ヅ制定當時ノ事情ニ遡ツテ見マスルナラバ、確カニ本年ノ一月ノ末カラ二月ノ初メニ掛ケマシテ、國內ノ供出狀況ハ、成績ガ非常ニ不振デアッタコト、一昨年ノ八割六分、昨年ノ六割九分八厘ニ對シマシテ、今年四割一分餘ト云フ面白カラヌ數字ヲ示シタコトハ事實デアリマス、併シ斯様ナ供出ノ不成績ノ原因ヲ調べ見マスルナラバ、委員會ニ於キマシテ各委員カラ指摘サレマシタ數々ノ原因、之ヲ速記録ニ付テ調べ見マスルト、大キナ原因ガ大凡七ツ、小サナ原因ガ大凡十一ツ數ヘルコトガ出來ルノデアリマス、此ノ中ニハ或ハ昨年ノ凶作デアルトカ、或ハ終戰ニ伴フ農民ノ意氣沮喪ト云ツタヤウナ、人力ヲ以テ如何トモスベカラザル原因モアルノデアリマス、其ノ餘ノ大部分ノ原因ト云フモノハ、詰リ政策ノ貧困ト云フコトニ歸著スルノデアリマス、此ノ政策ノ貧困ニ依リ供出ノ成績ノ不振ト云フコトハ、是ハ政策ヲ以テ取返スモノデナケレバナラヌ管デアアル、然ルニ當時ノ政府ハドウ云フコトヲヤラレマシタカト言ヒマスナラバ、一方ニ於キマシテ本勅令ヲ制定シ、當時議會ガマダナカッタコト云フコ

ト何カ勿怪ノ幸ヒニシタ形跡サヘアルノデアリマス、サウシテ本勅令、是ハ申サバ農民ニ對スル供出ニ取ツテノ最後ノ手段デアリマス、斯様ナ最後ノ手段ノ強權發動ヲ制定シ、一方ニ於キマシテ、當時ノ滿澤大藏大臣ハ大阪ヘ行カレル汽車ノ中デ、新聞記者ニ對シ、日本ニハ今年ノ四月一千萬ノ餓死者ガ出ルデアラウト云フコトヲ放言セラレテ居ルノデアアル、是ハ持つテ居ル米ヲ成ベク供出スルナト言ハンバカリノ態度ヲ一方ニ於テ執ラレタノデアリマス、食糧ノ供出ノ問題ハ、是ハ決シテ一農林省ノ問題デハナイ、内閣全體ガ心ヲ一ニシテ、打ツテ一丸トナツテ初メテ目的ヲ達シ得ルノデアリマス、私ハ其ノ當時ノ斯様ナ政府ノ態度ニ對シマシテ、甚ダ遺憾トスルモノデアリマス、併シ此ノ點ニ付キマシテハ今多クヲ申上ゲマセヌ、唯本勅令ハ其ノ目的トスル所ガ、勿論言フマデモナク此ノ乏シイ食糧ノ公平ニ國民ガ分チ合フト云フ所ニアルノデナクテハナリマセヌ、然ルニ現在マデノ供出制度ノ結果ト云フモノハ、一方ニ於テハ殆ド農民ノ米糶ノ底マデ浚ハセテ供出ヲサセ、私ノ知ツテ居リマス農民、ソレハ數字ハ覺エテ居リマセヌガ、所謂五反百姓デアリマシテ、收穫モ少イ、假ニ二十五俵ノ收穫ガアルトシマスルト、其ノ中ノ十俵ヲ出シテ、残り十五俵ガ手持デアアル、其ノ場合ニ其ノ農家ニ一人病人ガ出マスト直チニ醫者ニ掛ラナケレバナリマセヌガ、オ醫者サンハ御存ジデアリマセウケドモ、金ヨリ米ヲ、治療代トシテ或ハ診察代トシテ請求スルノデアリマス、若シ其ノ病人ガ不幸ニ致シマシテ死亡スル、葬式ヲ出ストナリマスト、直チニ手持ノ米

ニ不足ヲ生ジマシテ、勢ヒ供出米ノ方ニ食込マナケレバナラヌ、偶々其ノ農民ガ十俵出サナケレバナラヌ所ヲ八俵シカ供出シナカッタ、アト二俵ノ米ニ對シマシテ強權ガ發動セラレタヤウナ事例ガアルノデアリマス、サウナツテ參リマスト、強權發動ハ米糶ノ底ノ底マデ洗ヒ浚ツテ行クノデアリマス、私共ガ借金ヲシマス場合ニ、執達吏カラ強制執行ヲ受ケル、此ノ場合ハ御存ジノ通り三箇月分ノ食糧ト、農家デアリマスレバ、次ノ生産ヲナスニ必要ナ種子、是ダケハ差押ヘカラ控除セラレ、又税金ヲ滞納致シマシテモ、一箇月分ノ食糧デケハ控除セラレルノデアリマスガ、本強權發動ニ依リマシテハ、斯様ナ除外ハナイノデアリマス、

〔副議長退席、議長著席〕

然ルニ一方之ニ反シマシテ、同じ農民デモ所謂富農、是ガ若シ反別ノ標準ニシテ供出ノ量ガ決メラレマスル場合ニハ、非常ニ大百姓デアリマスト、手持ノ米トシテ保有ヲ許サレル量ガ非常ニ多イコトニナル、斯ウ云フ農民ハ供出ヲ完全ニ致シマシテ、而モ尙手持ニ餘裕ヲ生ズルコトガアル、都市附近ニ居住シテ居ル方カラ履ノ間クコトデアリマス、都民ノ方ガ近接農村ニオイデニナツテ、物ヲ持つテ行ケバ、米ヲ持つテ居ル農民ガアルト云フコトヲ言ハレル、恐ラクソレハ嘘ヲ言ツテ居ラレルノデハナイト思フ、而モサウ云フ人達ニ對シテ、多クノ場合、ソレハ供出ヲ完遂シテ居ラレルト云フ故ヲ以テ、本法ヲ以テシテハ其ノ手持ノ米ニ對シテ指一本差スコトガ出來ナイノデアリマス、一方ニ於テハ明日ノ米サヘモ尙ハ、農民ガアルノニ、一方ニ於テハ尙手持ノ餘裕米ガアルト云

フ此ノ不合理、斯様ナ不合理ナ制度ガ現在マデノ供出制度ナノデアリマス、併シナガラ私共ハ、彼ノ前々内閣當時ノ千石サンノ所謂納得ヅクノ供出、或ハ前内閣ノ初期ノ松村サンノ同胞愛ニ依リ供出ト云フモノガ、苟クモ供出制度ヲ認メマス限リ、結局ニ於キマシテハ斯様ナ同胞愛ナリ、納得ヅクナリノ供出ト云フモノガ、其ノ目的ヲ完全ニ達シ得ナイ、ドウシマシテモ凡ユル手ヲ打ツテ、尙ホ國策ニ協力シナイ農民ニ對シマシテ、甚ダ好マシクハアリマセマケレドモ、最後ニ強權制度ト云フモノノ已ムヲ得ナイコトヲ認メルノデアリマス、然ラザレバ結局ハ正直ナ農民ガ馬鹿ヲ見ルト云フ結果ニナルカラデアリマス(拍手)併シナガラ前ニ述ベマシタヤウナ不合理ト云フモノハ、現供出制度ノ何處ニ其ノ缺陷ガアルノデアルカト言ヒマスナラバ、是ハ言フマデモナク現在ノ供出制度ガ、所謂官僚的ナ、天降リナ制度デアアルカラデアリマス、委員會ニ於ケル或ル委員ノ方ノ言葉ヲ藉リテ言ヘバ、所謂押付ケ割當デアアルカラデアリマス、「マッカーサー」ノ指摘シタ所ノ言葉ヲ藉リマスナラバ、所謂一方ノ割當デアアルカラデアリマス、而モ現在ノ供出ト云フモノハ、土地ノ生産力ニ對スル實體ト云フモノガ能ク分ツテ居ナイ、實體ノ把握ナクシテ行ハレテ居ル供出、斯ウ云フ所ニモ現在ノ供出ノ不合理ガアルノデアリマス、言フマデモナク此ノ供出制度ハ普通ノ賣買ト違ヒマシテ、普通ノ賣買ナラバ、賣方ノ人ガ價格ヲ決定スル、又買方ノ人ガ價格ヲ決定スル、然ルニ此ノ米ノ供出ハ、買方ノ自由ニ決定スルコトガ出來ルノデアリマス、所ノ米ノ分量ハ政府ガ決定スル、買

値段モ政府ガ決定スルノデアリマス、此ノコトハ、例ヘバヨク地主サンニ對スル強權發動ト云フ俗ナ言葉言ハレテ居リマスガ、昨年ノ暮農地調整法ガ改正ニナリマシテ、地主サンノ土地ハ、平均五町歩ノ保有面積以外ハ、自作農創設ノ爲ニ買上ゲラレルトコトナリマシタ、此ノ事實ヲ稱シテ、地主ニ對スル強權發動ト云ハレテ居リマス、併シ此ノ場合地主サンハ、先ヅ一應五町歩デケノ土地ハ自分ノ手ニ保有スルコトガ許サレテ居ル、而モ政府ノ買ヒマス値段ニ對シテ不服ガアルマスレバ、或ハ訴願ナリ、或ハ行政訴訟ナリ、其ノ他ノ救済方法ガ許サレテ居リマス、然ルニ此ノ農民ニ對スル供出ニ對シマシテハ、全部政府ノ方ガ分量モ價格モ決定シ放シデアリマシテ、農民ニ對シ何等之ニ對スル救済方法ガナイノデアリマス、我々ハ此ノ點ニ付テ現在ノ供出制度ニ對シ、誤ツタ供出割當ニ對スル、少クモ農民自身ノ訂正申立ノ權限ヲ認メナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス

以上ノ諸點ニ依リマシテ、私共ハ本勅令ニ對シ、本勅令ノ供出制度ヲ次ノ諸點ニ於テ改メナケレバナラヌト考ヘルノデアリマス、即チ第一ニ政府ハ此ノ主要食糧ニ關スル生産力ノ實體ヲ科學的ニ調査シテ、其ノ實情ヲ擷マナケレバナラヌト云フコト、第二ニ此ノ供出スベキ分量ハ民主的ナ、働ク農民ニ依ツテ組織サル、所ノ委員會ト云フモノニ於テ之ヲ決定スベキコト、第三ニ先ヅ農民ノ再生産ニ必要ナ米麥ヲ保有セシメルコト、サウシテ今マデノ、一度全部吐キ出サセテ、サウシテ後カラ割戻スト云フ、所謂還元配給ナル制度ハ之ヲ廢止スベキコト、第四番目ニ、間違

ツタ割當量ニ對スル農民ノ異議申立權ヲ認メルト云フコト、第五ニ強權ノ發動ハ、前述ベマシタ市町村食糧調整委員會ニ於テ、非協力的ナ農民ニ對シテ委員會ノ認可ノアツタ場合ニノミ行フベキコト、斯ウ云フヤウナ要求ヲ持ツテ居ルノデアリマス、是等ノ點ニ對シマシテ、政府ハ委員會ニ於テ、府、此ノ食糧調整委員會ノ民主化ト云フコトニ付テ言明セラレマシタ、併シ私共ハ單ナル政府ノ言明ニ信賴シテ、本勅令ヲ簡單ニ鵜呑ミニスルコトハ出来ナカッタノデアリマス、ト言ヒマスノハ、今マデ政府ノ言明ヲ直チニ簡單ニ信賴スベク、餘リニ歴代ノ政府ハ農民ニ對シテ言ツテ來タカラデアリマス（拍手）又第二ニ法律ノ生命ハ政府ノ生命ヨリ長イ、隨テ單ニ政府ハ之ヲ言明スルニ止マラズ、本當ニ誠意ガアルナラバ、之ヲ何等カノ形ニ於テ法文化スベキコトヲ要求シタノデアリマス、然ルニ此ノ委員會ノ相當ノ期間ノ經過ノ間ニ、政府ハ我等ノ要求スル所ヲ取上ゲラレマシテ、施行規則ノ形ニ於テ、強權發動ハ市町村食糧調整委員會ノ申請ヲ俟ツテ行フト云フ趣旨ノ案ヲ作ツテ、我々ニ之ヲ示サレ、尙ホ其ノ委員會ノ民主的ナ構成、民主的ナ運営、機能等ニ付テ、言明セラレル所ガアツタノデアリマス、此ノ言明ニ依リマシテ、又既ニ案文マデモ作成セラレテ居ルト云フコトニ依リマシテ、私ハ我々ノ要求ガ法文化セラル、ト云フコトニ付テノ政府ノ誠意ヲ見届ケタノデアリマス（拍手）ソコデ我々ハ本勅令ニ對シマシテ、次ノ四ツノ條件ヲ附シテ、承認スルコトニシタノデアリマス、條件ヲ讀ムデマス

一、個人ニ對スル收用ハ、民主的ニ選バレタル市町村食糧調整委員會ノ議決ニ依ラナケレバナスベカラザルコト
一、農民ニ公定保有量ヲ確保セシムルコト
一、供出數量ハ科學的調査ニ依リ正確ヲ期シ、民主的ニ割當ヲ決定シ、異議アル者ノ訂正申立權ヲ認メルコト
一、主要食糧買上價格ハ再生産ニ必要ナル經費ニ依リ算定スベキコト
此ノ四ツノ條件ハ、主トシテ直接供出制度ニ關係ナル條件デアリマス、併シ私共ハ供出ト云フコトガ、此ノ條件ダケニ依ツテ必ズシモ完全ニ行ハレルトハ思ツテ居ナイノデアリマス、更ニ根本的ニハ土地制度ノ改革、或ハ肥料ノ國營、或ハ農民必需物資ノ生産ヲ責任ヲ以テ政府ガ確保スルコト、農家必需物資ノ配給ヲ適正化スルコト、斯ウ云ツタ諸政策ガ併セ行ハレナケレバナラスト考ヘテ居ルノデアリマス、此ノ諸政策ハ、結局農林省ダケノ所管事項デアリマセス、例ヘバ大藏省ガ、農民ガ困リヤツテ居ルト云フ推定ノ下ニ課稅セラレルト云フガ如キハ、是レ確カニ供出制度ニ對スル逆作用デアリマス、私ハ食糧供出ト云フモノガ完全ニ行ハレマス爲ニハ、大藏省モ、商工省モ、總テ内閣全體ガ打ツテ一丸トナツテ、之ニ協力サレナケレバナラスト考ヘルノデアリマス（拍手）

最後ニ私ハ政府ニ對シテ駄目ヲ押シテ置キタイノデアル、政府ハ最後手段デアアル所ノ此ノ勅令ガ承認サレタカラト言ツテ、安心シテハナラスト云フコトデアアル、飽クマデモ供出ハ自發的ナ自主的ナ供出ヲ本則トシナケレバナリマセス、殊ニ本年ハ政府ニ取リマシテ條件ガ段々ニ良クナル、強權發動、所謂傳家ノ寶刀ハ、恐ラク本會議ニ於キマシテ政府ニ與ヘラレレデアリマセウ、更ニ本年ハ懸念ガ豫想セラレテ居リマス、斯様ナ條件ガ段々良クナルコトニ依リマシテ、政府ガ供出制度ノ完備ト云フコトニ付テ、聊カデモ手ヲ緩メルコトガアツテハナラスト、嚴重ニ政府ニ對シ警告ヲシテ置クモノデアリマス、以上ヲ以テマシテ簡單ニ私ノ本勅令承認ノ意思ヲ表明ニ代ヘルモノデアリマス（拍手）

○議長（山崎猛君） 的場金右衛門君
〔的場金右衛門君發壇〕
○的場金右衛門君 私人只今議題トナツテ居リマス食糧緊急措置令ニ關シ、協同民主黨ヲ代表致シマシテ所見ヲ申述ベ、條件ヲ附シテ承認ヲ與ヘルコトニ贊成セントスルモノデアリマス（拍手）
本法案ハ、政府ニ於テ食糧農産物ノ供出不振ノ責任ヲ、一方的ニ善良ナル農業者、淳朴ナル生産者ダケニ負ハセシトスルモノデアリマシテ、愛國ノ至情ニ燃エル農業者トシテハ、承服ノ出来ナイ法律デゴザイマス（拍手）供出ノ振ハナイ原因ハ、農業者ガ惡イバカリデハゴザイマセス、政府ノ施策其ノ當ヲ得ズ、ソコニ不備アリ、缺陷アリ、其ノ爲ニ生産ノ面ニ於テハ生産者ノ生産意欲ヲ阻礙シ、豫定ノ收穫量ヲ得ルニ至ラズ、供出モ亦不振タラザルヲ得ナイノデゴザイマス、横流シ、闇行爲モヤリタカハナイノデアアルガ、餘儀ナクナサナケレバナラナイヤウナ事情ノ下ニ於テ、之ヲ已ムナクナス者ノアルノヲ見テ、惡農ト罵リ、惡德農家ト斷ズル如キハ、洵ニ心外デアリ、無謀ト言ハザルヲ得ヌノデゴザイマス、何ガ惡

農ニシタカ、農村ノ實情ハドウデゴザイマスカ、米ガナケレバ鎌一本モ買フコトガ出来マセス、箆一ツ買フコトモ出来マセス、農繁期ニ手傳人ヨ一人一寸履フニモ米ガナイト出来マセス、隣ノ郷里デ子供ガ病氣ヲシタノデ、隣者ヲ呼ビマシタラ、要求サレル米ガナイノデ、手當ヲシテ貰ヘズ、遂ニ其ノ子供ガ死シタト云フ悲惨ナル實例サヘアルノデゴザイマス、米ヲ全部供出シタラ、今日ノ生活ガ困ルノミナラズ、次ノ生産ハ全ク出来ナイ實情ニアリマス、闇デ米ヲ横ニ流シ、闇ノ肥料ヲ買ウタ人ノ田圃ハ青々ト良ク育チ、其ノ隣リノ、正直ニ全部ノ米ヲ供出シタ爲ニ肥料モ買ヘズニ作ツタ田圃ハ、赤ク枯葉ノヤウニナツテ居ル、又闇デ賣ツタ農家ハ、地下足袋ヤ衣料品ニモ事ヲ缺カナインデアアルガ、正直ナ農民ハ、霜柱ノ中デ地下足袋モナク、跣足デ霜ノ中デ働イテ居ルト云フノガ、農村ノ實情デアリマス、此ノ全部供出シタ優良農家ハ、隣ノ闇肥料ノ田圃ヤ、地下足袋履イテ居ル農民ヲ見テ、何ト考ヘルデゴザイマセウカ、此ノ秋ハ政府ノ唱ヘル惡農トナラナイト誰ガ保證スルコトガ出来マス、惡農、惡德農家ト云フ言葉ハ、今後絕對ニ其ノ使用ヲ禁止スベキモノデアルト私ハ考ヘマス（拍手）又供出割當ニシテモ、其ノ方法宜シキヲ得ズ、唯一方的ニ農業者ガ惡イコトニシテ、本緊急措置令ニ依ツテ強制スルコトハ承服出来マセスケレドモ、本法案ヲ審議致シマシテ、其ノ審議ガ進行スルニ伴ヒマシテ、政府ニ於テモ農業者ノ立場ヲ十分理解サレ、又政府ノ行フベキ施策ニ付テモ、之ヲ斷行スルノ用意ト決意ヲナサレタヤウデアリマスシ、唯徒ラニ農業者ヲ苦シメルコトノナイヤウニ、法ノ運用ニモ十分注意スルトノコトデアリマスノデ、左記五點ニ付キ我ガ黨ノ要求スル事項ヲ條件ト致シマシテ、承認ヲ與ヘルコトニ贊成セントスルモノデアリマス（拍手）

其ノ第一、農産物價格ヲ時機ヲ失スルコトナク適正ニ是スルコトデアリマス、農産物ノ價格ハ從來常ニ他ノ物價ト比較シテ低廉デアリマシテ、其ノ均衡ヲ失シ、生産費ヲ價ハナイ場合ガ多カッタノデアリマス、故ニ他ノ物價ト均衡ヲ保チ、生産費ヲ價ヒ得ル價格ニシテ、而モ其ノ時機ヲ誤ルコトナク、是正サレナケレバナリマセス、全國農業會ガ全國ノ篤農家ニ付テ調査致シマシタ生産費ハ、全國平均米一石千二百五十圓トナツテ居リマス、普通ノ農家デアレバ篤農家ヨリモ收穫ガ少ウゴザイマスカラ、千五百圓以上トナルコトハ明白デアリマス、今日ノ經濟事情ノ下ニ於テ、他ノ物價ト均衡ヲ保チ得ル價格ハ千五百圓ヲ下ラナイノデアラウト私ハ考ヘマス、然ルニ主食ノ價格ヲ引上ゲルコトハ惡性「インフレーション」ヲ助長スルモノトシテ農産物價格ヲ抑壓シ、農業者ノ犠牲ノミニ依ツテ惡性「インフレーション」ヲ防止セントスルガ如キ處置ハ改メラレナケレバナリマセス（拍手）國民全體ノ負擔ト協力ニ依ツテ、惡性「インフレーション」ハ防止スベキモノデアリマス、故ニ時機ヲ失セズ、即時千二百圓以上ノ價格ニ是正サレルコトヲ我々ハ要求スルモノデアリマス（拍手）之ニ依ツテ生産モ増強サレ、供出モ完全ニ行ハレ、配給量モ増加サレ、消費者ノ生活費モ閑ノ部分ガナクナルカラ、安上リトナリ樂トナツテ、消費者モ喜ブデアリマセウ

第二、供出割當ノ方法及び供出量ヲ適正ニナスコト、割當ノ方法ハ民主的ナ方法ニ依リ之ヲ行ヒ、生産農家ノ納得ノ行ク程度及び方法デナケレバナリマセス、今日マデノ供出割當ハ極メテ官僚的デアリ、秘密主義デアリ、押付けのデゴザイマス、其ノ割當ノ基礎ハ、府縣ニ於テハ政府カラ押付けラレマシタ數字ニ等シキ増産計畫一ツノ基礎ニシテアル、モウ一ツハ收穫豫定量デアリマスガ、此ノ收穫量ノ調査ハ、農業ヲ全ク知ラナイ地方事務所ノ事務員、或ハ生産物ノ検査ヲ行フ検査員ナドニ調査ヲサセタ爲ニ、收穫豫想ニ大ナル齟齬ガアリマシタガ、此ノ二ツノ齟齬ノアル收穫豫想ト生産計畫ト云フ空數字ト、斯カル不合理ナル基礎ニ基イテ、全國體ノ需給關係ニ於テ需量ニ符合スルヤウニ、物ノアルナシニハ關係ナシニ、國ハ縣ニ、縣ハ市町村ニ、市町村ハ部落ニト、順次机ノ上デ無謀ナル割當ヲナシ、之ニ依ツテ供出ノ成績ノ良否ヲ論ジ、洵ニ言語道斷ノ狀態デアリマシタ、隨テ耕地面積ノ多い農家及ビ耕地面積ノ多い地方ハ、個人的ニモ地方的ニモ非常ニ樂デアリマシタガ、之ニ反シテ耕地面積ノ狭小ナル地方、澤山耕作テ居ナイ農家ハ、非常ニ無理ガアリ、出来タオ米ヲ全部供出シテモ供出割當ニ達セズ、惡農ト言ハレ、而モ自ラ生産農家デアリナガラ配給ヲ受ケ、其ノ配給量タルヤ、重労働デアル農作業ニ、耐ヘラナイ程度ノ配給ヲ受ケツ、アリマス、野菜ダケ食ツテハ農作業ハ耐ヘラナイト悲鳴ヲ上デテ居ル農家カラノ通信モ、多數私共ノ手許ニゴザイマス、之ヲ其ノ儘ニシテ本法ヲ適用スルコトハ、絕對ニ承認出來ナイコトデア

リマスガ故ニ、政府ハ割當ノ基礎トナル收穫量ノ調査ニ於テモ、篤農家或ハ農業技術者ナド、作況ヲ一見シテ其ノ收穫豫想ヲ正確ニ掴ミ得ル者ニ調査ヲサセ、更ニ又農耕地ノ地方ヲモ考慮シテ公正ナル割當ヲナシ、自家保有米ヲモ全部供出セシメテ、適ニ還元配給ヲナスコトナク、公定保有量ハ確保セシメ、又其ノ割當方法モ、耕作者ヲ以テ組織スル食糧生産物ノ供出委員會ヲ市町村或ハ部落毎ニ組織セシメ、之ニ依ツテ生産者ノ納得出來程度ニ公平ニ割當ヲ行フベキデアリマス

第三、農村必需物資ノ増産増配及ビ配給ノ一元化ヲナスコトデアリマス、農業生産ノ必需物資並ニ生活必需物資ハ、平常ノ價格ヲ以テ購入不可能ナ狀態ニアリマスコトハ、皆サン御承知ノ通りデアリマス、非常ナ窮乏ベキ高價デアルカ、又ハ米ト交換セバ入手出來ヌ狀態デアリマスコトハ、前申上ゲタ通りデアリマス、故ニ正直ナル農業者モ、一部ノ米ヲ殘シテ農機具其ノ他ノ代償トセザルヲ得マセス、此ノ正直ナル農業者ヲ惡德農家ト呼ブ前ニ、惡德ナラザルヲ得ヌヤウニシタ責任ヲ感じテ、先ヅ農村ノ必需物資ヲ増産シ、増配スルト共ニ、配給ヲ農業團體ニ於テ一元的ニ取扱ハシメ、日本肥料トカ諸會社トカ云ツタヤウナ中間搾取機關ハ之ヲ廢止シ、正常ナル「ルート」ヲ通ジテ、正常ナル價格ヲ以テ購入出來ルヤウニスル、是ハ供出ヲ完遂セシムル必須條件デアリ、之ヲナサズシテ供出ヲ強要スルコトハ片手落デゴザイマス

第四、農産物以外ノ一般物資ニ付テモ、其ノ生産及ビ配給ヲ統制シ、強權ヲ發動スルコト、農業ダケニ強權ヲ發動シ、他ニ之ヲ行ハナイノ片手落ノ處置ト言ハネバナリマセス、故ニ政府ハ肥料、農機具、衣料等ノ生産供出ニ對シテモ強權ヲ發動シテ、正常ナル「ルート」ヲ通ジテ配給サレルヤウニスルコトヲ必要ト致シマス

第五、強權發動ハ耕作農業者ヲ以テ組織スル市町村食糧調整委員會ノ決議ニ依リ、申請ノアリマシタ場合ノ外ハ、之ヲ發動シナイコト

以上政府ニ於テハ、改ムベキハ進ンデ改メ、又新タニ實施スベキハ實施シテ、農業者ガ政府ヲ信頼シ、安心シテ自ラ進ンデ、自發的ニ刻下ノ食糧危機ヲ救ハントスル態度ニ出デシムベキデアルト思フノデアリマス(拍手)而シテ生産ニ從事スル農業者ハ、増産意欲ヲ彌ガ上ニモ昂揚シ、最高ノ能率ヲ發揮スルヤウニ最善ヲ盡シ、増産ニ萬遺憾ナキヲ期シ、情ヲ以テ供出ヲ致シ、消費者ノ感謝ニ應フベキデアルト考ヘルノデアリマス、私共ハ横車ヲ押スノデモナケレバ、ヒネクレヲ言フノデモアリマセス、正シキ要求ヲ致スモノデアリマスカラ、政府ハ誠意ヲ以テ之ヲ實行サレルモノト信ジマス、故ニ私共協同民主黨ニ於テハ、以上五項ヲ實行スルコトヲ前提條件トスル場合、何等反對ヲスル理由モナク、之ヲ承認スルコトハ當然デアルト考ヘマス、仍テ委員長ノ報告ニ賛成ヲ致シマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、採決致シマス、本件ニ承諾ヲ與フルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

日程第一、復興金融庫法案ノ第一讀會ヲ開キマス——石橋大藏大臣

第一 復興金融庫法案(政府提出) 第一讀會

復興金融庫法案 第一章 總則

第一條 復興金融庫は、經濟の復興を促進するため必要な資金で他の金融機關等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする。

第二條 復興金融庫は、法人とする。

第三條 復興金融庫は、主たる事務所を東京に置く。

復興金融庫は、復興金融委員會の承認を受けて、必要の地に從たる事務所を設置し、又は銀行その他の者に業務の一部を取り扱はせることができる。

復興金融委員會に關する規程は、勅令でこれを定める。

第四條 復興金融庫の資本金は、百億圓とする。

第五條 政府は、百億圓を復興金融庫に出資したければならない。

政府は、その出資額に對して、設立の當初において四十億圓を拂ひ込み、その残餘は、復興金融委員會の定めるところにより、これを拂ひ込むものとする。

第六條 復興金融庫は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

四 資本金額及び資産に關する事項

五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 復興金融債券の發行に關する事項

八 會計に關する事項

九 公告の方法

定款の変更は、復興金融委員會の承認を受けなければ、その效力を生じない。

第六條 復興金融庫は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第七條 復興金融庫には、所得税、法人税及び營業税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、復興金融庫の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第八條 復興金融庫について解散を必要とする事由が発生した場合において、その處置に關しては、別に法律でこれを定める。

第九條 復興金融庫でない者は、復興金融庫又はこれに類似する名稱を用ひることができない。

第二章 役員

第十條 復興金融庫に、役員として、理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十一條 理事長は、復興金融庫を代表し、その業務を總理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、復興金融庫を代表し、理事長を輔佐して復興金融庫の業務を掌理し、理事長に事故のあるときはその職務を代理し、理事長が缺員のときはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、復興金融庫を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して復興金融庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長共に事故のあるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に缺員のときはその職務を行ふ。

監事は、復興金融庫の業務を監査する。

第十二條 理事長、副理事長、理事及び監事は、復興金融委員會の推薦に基いて、政府が、これを任命する。

理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、復興金融委員會の定めるところによる。

第十三條 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十四條 理事長、副理事長及び理事は、他の職業に従事することができない。但し、復興金融委員會の承認を受けたときは、この限りでない。

第三章 業務

第十五條 復興金融庫は、第一條に掲げる目的を達成するため、左の業務を行ふ。

一 資金の融通

二 債務の引受又は保証
三 社債（特別の法令によつて設立された法人で會社でない者の發行する債券を含む。以下これに同じ。）の應募又は引受

四 前各號の業務に附帶する業務
前項第一號の資金の融通は、復興金融庫を振出人とする約束手形の交付又は爲替手形の引受により、これを行うことができる。

復興金融庫は、復興金融委員會の承認を受けて、第一項の業務の外、復興金融庫の目的達成上必要な業務を行ふことができる。

第十六條 復興金融庫は、業務開始の際、資金の融通に關する條件その他業務の方法を定め復興金融委員會の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

第十七條 復興金融庫は、設立の日から三年を経過した後は、あらたに資金の融通、債務の引受若しくは保証又は社債の應募若しくは引受をすることができない。
前項の期間は、復興金融委員會の承認を受けて、これを短縮し、又は延長することができる。

第四章 復興金融債券

第十八條 復興金融庫は、復興金融債券を發行することができる。

復興金融債券の發行額と第十五條第一項の規定により引き受け、又は保証した債務の現存額の合計額は、復興金融庫の未拂込資本

金額を超えることができない。

第十九條 復興金融庫は、復興金融債券の借換又は第十五條第一項の規定により引き受け、又は保証した債務の履行のため、一時前條第二項の制限によらないで、復興金融債券を發行することができ

る。
前項の規定により復興金融債券を發行したときは、發行後一箇月以内に、その發行額面金額に相當する舊復興金融債券を償還し、又は當該債務を履行しなければならない。

第二十條 復興金融債券は、割引の方法を以てこれを發行することができる。

第二十一條 復興金融庫は、復興金融債券を發行しようとするときは、復興金融委員會の承認を受けなければならない。

第二十二條 復興金融債券の消滅時効は、元本については十五年、利息については五年で完成する。

第二十三條 この法律に規定するものを除く外、復興金融債券に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第五章 會計

第二十四條 復興金融庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

第二十五條 復興金融庫は、毎事業年度の事業計畫及び經費の豫算を定め、事業年度開始までに、これを復興金融委員會に提出して承認を受けなければならない。これらに重大な變更を加へようとするときも同様とする。

第二十六條 復興金融庫は、毎事業年度に財産目録、貸借對照表、損益計算書及び復興金融委員會の定める統計書類を作成し、毎事業年度經過後二箇月以内に、これを復興金融委員會に提出して承認を受けなければならない。

復興金融委員會は、前項の規定による承認をしたときは、その財産目録、貸借對照表、損益計算書及び統計書類を附して、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

復興金融庫は、第一項の規定による復興金融委員會の承認を受けたときは、その財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し、且つこれらの書類及び第一項の統計書類を各事務所へ置かなければならない。

第二十七條 復興金融庫は、剩餘金を處分しようとするときは、復興金融委員會の承認を受けなければならない。

第六章 監督
第二十八條 復興金融庫及び復興金融委員會は、主務大臣が、これを監督する。

第二十九條 主務大臣は、必要があると認めるときは、當該官吏に復興金融庫の業務及び財産の狀況を檢査させることができる。

第三十條 政府は、復興金融庫の役員が法令若しくは定款に違反し、又は公益を害する行爲をしたときは、これを解任することができる。

第三十一條 主務大臣は、必要があると認めるときは、勅令の定める

ところにより、左の各號に掲げる者からその業務及び財産の狀況に關し報告を徴し、又は當該官吏にその業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

一 復興金融庫から資金の融通を受けた者
二 復興金融庫により債務を引き受けられ、又は債務を保證された債務者
三 復興金融庫により應募され、又は引き受けられた社債の發行者

第七章 罰則
第三十二條 前條の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項前段の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對しても同項の罰金刑を科する。

第三十三條 左の場合においては、復興金融庫の理事長、副理事長、理事又は監事を五千圓以下の過科に處する。

一 この法律により復興金融委員會の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき
二 この法律に規定されてゐない業務を行つたとき
三 第十八條第二項の規定に違反

して復興金融債券を發行し、又は債務の引受若しくは保證をしたとき。

四 第十九條第二項の規定に違反して復興金融債券を償還せず、又は債務の履行をしなかつたとき。

五 第二十九條の規定による當該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十四條 左の場合においては、復興金融庫の理事長、副理事長、理事又は監事を二千五百圓以下の過料に處する。

一 この法律又はこの法律に基いて發する勅令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

一 第二十六條第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

三 第二十六條第三項の規定による公告をすることを怠り、若しくは不正の公告をし、又は同項の規定による書類を備へ置かなかつたとき。

第三十五條 第九條の規定に違反して復興金融庫又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

附則

第三十六條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三十七條 政府は、設立委員を命じ、復興金融庫の設立に關する事務を處理させる。

第三十八條 設立委員は、定款を作

成して復興金融委員會の承認を受けなければならない。

前項の承認があつたときは、設立委員は、遅滞なく出資の第一回の拂込を政府に稟請しなければならない。

第三十九條 出資の第一回の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を復興金融庫理事長に引き繼がなければならない。

理事長が前項の引繼を受けたときは、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

復興金融庫は、設立の登記をするに因つて成立するものとする。

第四十條 復興金融庫の初事業年度は、第二十四條の規定にかかわらず、成立の日から昭和二十二年三月までとする。

第四十一條 復興金融庫は、日本興業銀行から第十五條の規定による資金の融通に相當する資金の融通を受けてゐる者に對して、この法律施行の際におけるその融通に因る債務の現存額と同額の資金の融通をしなければならない。

第四十二條 復興金融庫でない者でこの法律施行の際現に復興金融庫又はこれに類似する名稱を用ひてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九條の規定を適用しない。

第四十三條 金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第八條中「國民更生金融庫」の下に「復興金融庫」を加へる。

第四十四條 登録税法の一部を次のやうに改正する。

第十九條第七號中「戦時金融庫」の下に「復興金融庫」を、

「戦時金融庫法」の下に「復興金融庫法」を、同條第十八號中「庶民金融庫」の下に「復興金融庫」を加へる。

第四十五條 印紙税法の一部を次のやうに改正する。

第五條第六號の二の三の次に左の一號を加へる。

六ノ二ノ四 復興金融庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及復興金融債券

〔國務大臣(石橋湛山君) 只今議題トナリマシタ復興金融庫法案ニ付キ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス

去ル八月十四日會社經理應急措置法及ビ金融機關應急措置法ノ兩案ノ御審議ヲ煩ハシマシタ際ニ申述べマシタ通り、政府ハ今般戰時補償問題ノ徹底的解決ヲ行フコトニ決シマシタ、之ニ關スル法案ハ準備ノ都合上提出ガ遅レテ居リマスガ、其ノ大體ノ構想ハ當時モ申上ゲマシタヤウニ、課税ノ方式ニ依リ大幅ノ各種補償ヲ打切り行フノデコザイマス、此ノ趣旨ハ申スマデモナク、是等補償ニ關係アル諸企業カラ經理上不安ノ要素ヲ一掃致シマシテ、以テ其ノ再興ノ基礎ヲ確實ニスルコトガ目的デコザイマス、即チ是等ノ企業ハ何レモ其ノ經理ヲ新舊ノ二ツノ勘定ニ分離致シマス、サウシテ一切ノ不良資産ト債務トハ、總テ舊勘定ニ棚上ゲテ致シテ之ヲ整理スル、企業其ノモノハ全ク舊勘定ノ束縛カラ脱シマシ

テ、堅實ナル資産ノミヲ以テ構成スル新勘定ニ依ツテ經營サレルノデアリマス、隨テ斯様ナ新勘定ニ依リマシテ經營サレル、謂ハク更生セル企業ガ、金融ノ梗塞ヲ來シテ、爲ニ經營ノ困難ヲ生ズルガ如キ理由ハナイ筈デアリマス、併シ何セヨ今同ノ補償整理ハ劃期的處置デアリマス、且又甚ダ急激ニ是ガ行ハレマスノデ、經濟界ニ與ヘル物質的及ビ心理的影響ハ相當深刻デアリマス

〔議長退席、副議長著席〕

況シテ其ノ整理ノ餘波ハ一般金融機關ニモ及ビマスノデ、ソレ等ノ整理ガ一段落致シマスマデノ過渡期ニ於テハ、或ハ意外ナ金融梗塞狀態ガ經濟界ニ發生シナイトモ限ラナイノデアリマス、ノミナラズ今日ノ我が産業界ハ、以上申シマシタヤウナ整理問題カラ離レマシテモ、元來戰争ニ依ツテ蒙ツタ打撃ハ甚大デアリマシテ、謂ハバ灰燼ノ中ヨリ再出發ヲシナケレバナラナイ狀態ニゴザイマス、斯様ナ場合ノ企業ハ、假令平和經濟ノ維持ニ必要デアリ、前途有望ナモノデコザイマシテモ、或ハ直チニ採算ノ引合ハナイモノモアリマセウ、或ハ又多額ノ資金ヲ固定シナケレバナラナイモノモアリマス、特ニ中小企業、或ハ今後大イニ我が國トシテ育成ヲ圖ラナケレバナラナイ農村工業ノ如キニ對シテハ、特段ノ注意ヲ拂フ必要ガアルノデアリマス、

斯様ナ見地カラ、政府ハ豫テ特殊ノ金融機關ヲ設ケマシテ、以テ産業ノ復興ヲ促進スル意圖ヲ抱キマシテ、其ノ研究ヲ續ケテ參シタノデアリマスガ、今同是ガ成案ヲ得マシタノデ、茲ニ御審議ヲ煩ハス次第デアリマス

此ノ法案ニ依リマス復興金融庫

ハ、其ノ第一條ニ記シテ居リマス通り「經濟ノ復興を促進するため必要なる資金で他の金融機關等から供給を受けることが困難なものを供給する」ノガ目的デアリマス、固ヨリ併シナガラ是ハ整理機關デモ、又救済機關デモゴザイマセウ、又從來ノ金融機關、例ヘバ興業銀行ト云フヤウナモノト競争ノ立場ニ立ツモノデモゴザイマセウ、此ノ金融庫ハ飽クマデ金融機關デアリマス同時ニ、一般ノ金融機關デハナシ得ナイ金融ノ國家的見地カラ之ヲ分擔致シ、企業ノ再建育成ニ努メル使命ヲ持ツモノデコザイマス

此ノ金融庫ハ以上申上ゲマシタヤウナ性質ヲ有シマスノデ、其ノ新タナ業務ヲ行フ期間ハ、設立ノ時カラ三年ニ限ルト云フコトニ致シマシテ、ソレガ限時的機關デアルコトヲ明カニ致シテ居リマス、而シテ其ノ資本金ハ取敢ズ百億圓ト致シマシテ、其ノ全額ヲ政府カラ出資致シマス、サウシテ其ノ百億圓ノ内、四十億圓ヲ設立同時ニ政府ガ之ヲ拂込テ致スノデアリマス、但シ本金融庫ノ必要ト致シマス資金ハ、此ノ四十億圓ノ拂込資本ノ外、資本金百億圓ノ限度内ニ於キマシテ、復興金融債券等ヲ發行致シマシテ之ヲ賄ヒマス、又金融庫ノ運営ニ關シマシテハ、別ニ復興金融委員會ヲ設ケマシテ、其ノ基本方針ヲ決定致シマスト共ニ、役員ノ選任及ビ日常ノ金融ニ對スル監督等モ殆ド舉ゲテ之ヲ此ノ委員會ニ委ネ、以テ本金融庫ノ運営ノ民主的ナルコトヲ確保セント致スモノデアリマス

尙ホ此ノ法律案ノ提案ニ先ダチマシテ、御承知ノ通り既ニ八月一日カラ日本興業銀行ヲシテ、本金融庫ガ行フト同趣旨ノ特別ノ融資ヲ實施サセテ居リマ

シ

シ

シ

シ

スガ、是ハ復興金融庫ガ設立サレマシタ點ニハ、此ノ復興金融庫ニ、現在興業銀行ガヤツテ居リマス所ノ機能ヲ引繼グコトニ致シマス

〔副議長退席、議長著席〕

サウシテ日本興業銀行カラ既ニ特別融資ヲ受ケテ居リマス所ノ債務者ニ對シマシテハ、復興金融庫カラ其ノ債務ノ現在額ト丁度同ジ金額ノ融資ヲ致シマシテ、ソレヲ以テ日本興業銀行カラ受ケテ居ル特別融資ヲ辨濟サセルコトニ致スノデアリマス

以上ガ復興金融庫ノ大體ノ性格デゴザイマス、ト同時ニ本法案ノ提出ノ理由デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛ヲ下サランコトヲ御願ヒスル次第デアリマス（拍手）

○山口喜久一郎君 本法案ニ對スル質疑ハ他ノ日程ト共ニ延期シ、次會ニ之ヲ繼續スルコトトシ、本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君） 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時二十九分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一〇
振替東京一九〇〇
圖書課